

ノースカロライナ州の投票権（有権者の権利）

法律によりあなたは投票する権利が保障されています。下記の投票権のそれぞれの説明の終わりに英字と数字が書いてありますが、気がついたでしょうか。これらのコードはきちんと選挙登録を済ませた有権者である、あなたの権利を守るノースカロライナの法律がどこに記されているかを弁護士や投票所係員に知らせてくれるものです。

投票するには投票所にこの説明書をお持ちください。投票規則についてもっと知りたい方は NCVoter.org をご覧ください。

投票は有権者の権利です。

1. 投票時間

選挙当日のそれぞれの投票所での投票時間は午前6時半から午後7時半までです。法律によって、7時半に（期日前投票の場合は、その閉場時間）列に並ぶか、すでに投票所に入っていれば、投票することが許されると定められています。（ノースカロライナ州法 **NCGS 163-166.01**）

2. ID 身分証明証

通常 投票の際、あなたは投票所係員に身分証明証を提示する必要はありません。（**NCGS 163-82.8**）しかし、初めて投票する有権者については ID 番号（ノースカロライナ州の運転免許番号か社会保障番号の最後の4桁番号）を選挙登録用紙に記入することが求められます。もし投票所係員がその ID 番号を確認することができなかつたり、投票者が番号の記入を怠った場合は、投票所で写真付きの身分証明証、もしくは現住所の記載のある公共料金請求書（電気、電話、水道、ケーブルなど）、給料明細、銀行口座明細書、または行政文書などのどれかの提示を求められることがあります。（**NCGS163-166.12**）

3. 暫定（仮）投票

何か問題が起こった時には、暫定投票をすることができます。例えば、選挙登録を済ませているはずなのにあなたの氏名が有権者名簿に記載されていないとか、間違っていて登録している以外の投票区（投票所）に来てしまった場合、暫定投票を要請してください。そして、あなたの暫定投票がカウントされたかどうか、またカウントされなかったとしたら、どうして無効になったのか、その理由を問う方法が提示されなくてはなりません。（**NCGS 163-166.11**）

4. 転居した場合

もし、転居先が同じ郡内で、新しい住所に30日以上住んでいる場合、新しい選挙区（投票所）で投票することができます。もし30日以下であれば、転居前の選挙区（投票所）で投票するか、転居先の選挙区（投票所）で暫定投票をしなければなりません。もし転居先が同じ選挙区内であれば、投票所であなたの住所等を更新するだけで投票できます。（**NCGS 163-82.15.**）もし新しい郡に転居した場合は、初めて投票する有権者と同様に、選挙の25日前までに再度、投票登録をしなければなりません。（**NCGS 163-82.15**）

5. 名前の変更

選挙登録後、名前が変わった場合、その変更登録を選挙事務所に届け出ていない場合でも、投票できます。(NCGS 163-82.16)

6. 投票用紙を書き損じた場合

もし投票用紙を書き損じた場合は、新しい投票用紙を交付してもらう権利があります。書き損じは3枚まで認められます。(8 NCAC 10B.0104)

7. 有権者アシスタンス：選挙のための手助け

有権者は投票のアシスタントとして、家族に同伴してもらう権利があります。もし身体に障害があったり、読み書きが不能（文盲、視力障碍など）な場合、あなたが自由に選んだ人にサポートしてもらう権利があります。しかし、雇用者や組合の役員からのサポートは禁じられています。郡によっては投票用紙の説明がスペイン語で書かれている所もありますが、義務ではありません。(NCGS 163-166.8, 168-165-5A)

8. 街頭投票

高齢や身体障害の理由で、投票所まで移動できない有権者は駐車場や投票所の入り口で選挙することができます。(NCGS163-166.9)

9. 司法制度

例え、軽罪で有罪判決を受けていても、投票権を剥奪されることはありません。保釈、保護観察も含め、重犯罪者でも服役を終えれば、投票権を回復することができます。投票権回復、選挙登録のために特別な書類は必要ありません。(NCGS13-1)

10. 選挙の強制

あなたは有権者として誰からも強制、脅迫されることなく投票する権利を有します。(NCGS 163-271)

まだ選挙登録を済ませていない人は

投票登録申請書に投票日の25日前までの消印があれば、投票できます。www.ncsbe.govを参照してください。既に締め切りをすぎている、期日前選挙期間に限り同じ日に投票登録と投票をおこなうことができます。（選挙当日は「同日選挙登録および選挙」はできません。）

投票するためにはアメリカの市民権を持ち、18歳以上で、投票日以前に30日間アメリカに在住していなければなりません。あなたの住む郡(county)のOne –Stop Early Voting のサイトについて、選挙登録申請を済ませてください。そして、上記の2にリストされた身分証明証を提示して投票してください！ あなたの郡のOne –Stop Early voting サイトを知りたい方は1-866-522-4723 または 888-OUR-VOTE に電話してください。